

第5章 計画の推進

計画の目標を達成するためには、市民、事業者、行政が、それぞれの立場で大船渡湾の水環境保全に配慮した行動を自主的・積極的に実践するとともに、対等なパートナーシップのもとに相互に連携・協力しながら、具体的な目標を持って施策を推進することが大切です。

以下に、本計画の目標達成のためのみんなの役割、計画推進のための進行管理等を掲げます。

第1節 みんなの役割

1 市民の役割

- 市民は、自らの日常生活が環境へ影響をもたらしていることを認識し、日常生活による環境負荷の低減に努め、環境に配慮した行動に努めるものとします。
- そのためには、積極的に自然と接するとともに、家庭や地域での環境学習に取り組み、地域の清掃活動、再生資源に係る回収活動などの環境保全活動への積極的な参加に努め、行政が実施する環境保全施策に協力するものとします。

2 事業者の役割

- 事業者は、市民が消費・利用する様々なモノやサービスを提供している立場から、現在の大量生産ー大量消費ー大量廃棄型の社会経済活動を改革していくための大きな役割を担っているといえます。
- このため、自主的に事業者の環境保全に関する方針及び目標を定め、それらを達成するための計画を作成するなどの環境管理を導入するとともに、資源の循環利用、エネルギーの有効利用等により、環境への負荷の少ない事業活動に努めるものとします。
- また、製品そのものをエネルギー効率の良いものにしたたり、ごみになりにくいものにするなど、製品の製造から廃棄に至るまでのライフサイクル全体で環境負荷が低くなるよう努めるものとします。
- 事業者は、地域における環境保全活動へ参加するとともに、行政が実施する環境保全施策に協力するものとします。

3 行政の役割

- 行政は、この計画に基づき、国の関係機関、沿岸広域振興局及び大船渡市と十分に協議・連携を図りながら各種の課題や分野に応じた個別の計画・構想等を策定し、総合的・計画的に推進するものとします。
- 良好な大船渡湾の水環境を保全するためには、市民、事業者、行政の連携のもとでの取組みが不可欠であり、市民及び事業者から環境保全活動に関する協力要請や意見・提言があった場合は、積極的に対応するとともに、環境情報を公開し、関係者間のパートナーシップの形成に努めるものとします。
- 行政は、自らも一消費者、一事業者として、環境負荷の低減に率先して取り組むものとします。

第2節 計画の推進と進行管理

1 計画の推進

- 計画を着実に推進し、効果を上げていくためには、市民、事業者、県及び市の各主体が計画の内容に理解を深め、それぞれの立場で環境に配慮した行動等を実践するとともに、相互に連携・協働していく必要があります。
- このため、沿岸広域振興局と大船渡市は、市民、事業者の各主体が実践へとつながるよう、計画を周知するとともに、環境に関する情報の共有や交流を一層促進していく必要があります。

2 計画の進行管理

- 計画に基づく施策や取り組みを効果的かつ着実に推進するため、環境・産業団体代表、地区代表、国県関係機関などで構成する「大船渡湾水環境保全計画推進協議会」を引き続き設置します。
- 計画の進行管理にあたって、毎年、主な事業の実施状況や数値目標の達成状況等を点検します。
- 点検結果は、大船渡湾水環境保全計画推進協議会に報告するほか、沿岸広域振興局や大船渡市のホームページに掲載するなどして、広く公表します。
- 大船渡湾水環境保全計画推進協議会の事務局は、沿岸広域振興局（大船渡地区）と大船渡市が協力して行うこととします。

3 計画の弾力的対応と見直し

- 大船渡湾水環境保全計画推進協議会をはじめ、市民・事業者など各主体からの意見や、目標及び施策の進捗状況を踏まえ、必要に応じて計画や施策、実施計画の見直しを行います。
- 計画に定められた具体的な目標や、重点施策の具体的な取組内容・指標については、東日本大震災からの復旧・復興の進展や社会情勢の変化、施策の検討・進捗状況に柔軟かつ適切に対応できるよう、必要に応じて弾力的に対応していきます。

4 各種計画との連携

- この計画は、国や岩手県、大船渡市の環境基本計画のほか、廃棄物対策や地球温暖化対策など環境に関する計画の推進と十分な連携を図るとともに、農林・水産・土木等の他分野の計画とも連携を強化することとします。
- また、震災からの復興とともに計画を推進する必要があることから、県や市の復興計画との連携・調整を図ります。

大船渡湾水環境保全計画と関連計画の動向

1 岩手県の計画

計画名	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
いわて県民計画	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	●				
岩手県東日本大震災津波復興基本計画			●	—	—	—	—	—	—	—	●				
岩手県環境基本計画			●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	●		
いわて汚水処理ビジョン2010		●	—	—	—	—	—	—	—	—	●				

2 大船渡市の計画

計画名	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
大船渡市総合計画			●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	●		
			前期基本計画				後期基本計画								
大船渡市復興計画			●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	●		
第2次大船渡市環境基本計画				●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	●	
大船渡市公共下水道基本計画	—	—	—	—	●	—	—	—	—	—	●				
					事業計画										
一般廃棄物処理基本計画（気仙広域連合）	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	●				
大船渡市水産業振興計画	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
					※H26に改定作業、H27からスタート予定										
大船渡市農業振興地域整備計画	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			※仮設住宅入居者の目途がつくまで、計画の定期見直しは行わず、当面、随時変更のみ行う												
大船渡市森林整備計画		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	●		

3 沿岸広域振興局（大船渡センター）と大船渡市の計画

計画名	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
大船渡湾水環境保全計画	—	—	—	—	—	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—

5 実施計画の策定

重点施策の具体的な取組内容・指標は次のとおりとし、各実施主体はこれに従って取り組むこととします。

重点施策	項目	重要成功要因	具体的取組内容・方法	プロセス指標	アウトプット指標
				指標名	指標名
1 森林等の水源かん養機能の向上・保全	(1)適正な森林管理	人口針葉樹林の間伐	民有林を対象として森林整備事業等の補助事業を導入し、適切な間伐の実行を推進する。		民有林における間伐面積 (ha)
		伐採跡地における再造林の推進	民有林の伐採跡地への再造林の実施の推進		民有林における間伐面積 (ha)
		森林を適切に管理するための森林作業道の開設	森林作業道を開設し森林施業の実施を推進	民有林における森林作業道延長 (m)	
		適切な施業が計画されている集約化された森林	森林施業が計画的に実施されるため、森林施業の集約化を推進する。	民有林において集約化され適切に管理されている森林面積 (ha)	
		広葉樹林の保全	民有林を対象に環境林整備事業の事業活用を図る	環境林整備事業指導件数 (件)	環境林整備事業 (更新伐) 面積 (ha)
			県有林を対象に天然生林の的確な保全に努める	巡視回数 (回)	
		長伐期施業による成熟した森林の育成	市は森林整備計画を策定し、森林所有者に対し森林整備の目標や保全すべき森林等の区分を示す	地域森林計画 森林施業計画の指導回数 (回)	高齢級間伐実施面積 (ha)
2 水辺の多様な生態系の確保	(1)生物の生息環境の保全	環境に配慮した河川整備	県が河川改修事業において生物の生息環境に配慮した工事を行う		—
		河川環境の保全	県が盛川河川敷公園の草刈作業を市に委託する	計画面積 (ha)	実施面積 (ha)
			県が河川環境維持活動団体の支援を行う	支援団体数	参加者数 (人)
		工事等における野生動物の保護	県が野生動物の保護のための情報提供・助言の場を設ける	検討委員会の開催数 (回)	—
		河川水量の確保	県が鷹生ダムを運営し、盛川の水量を確保する。	正常流量 (m ³ /s)	最低流量 (m ³ /s)

プロセス指標とは活動の指標を表し、**アウトプット指標**は活動結果指標を表します。重要成功要因や具体的取組内容・方法とともに、重点施策の取組などについて、実施計画と実績を対比して成果を検証します。

重点施策	項目	重要成功要因	具体的取組内容・方法	プロセス指標	アウトプット指標
				指標名	指標名
2 水辺の多様な生態系の確保	(2)水辺環境に関する住民の理解	ボランティア団体の育成	県が環境保全活動をしているNPO等を支援・育成する	セミナー等の開催回数(回)	セミナー等の参加者数(人)
		水生生物調査の支援	県・市が水生生物調査の支援をする	水生生物調査支援回数(回)	—
				水生生物調査の学校への呼びかけ回数(回)	水生生物調査参加団体数(団体) 水生生物調査参加者数(人)
	(3)親水広場の整備	ダム周辺の親水空間の整備	県がダム周辺環境基本計画に基づき検討・整備する	計画面積(ha)	実施面積(ha)
3 生活系排水対策の推進	(1)下水道の整備	下水道整備区域を拡大する	市が計画的に拡大する	①行政人口(人)	公共下水道の汚水処理施設整備率(%)(整備人口/行政人口×100)
				②整備人口(人)	
		整備区域内の水洗化率を向上させる	市が助成を行う 市が説明会を行う	①助成件数(件)	水洗化率(%)
				②説明会開催数(回)	
	(2)集落排水施設の整備	整備区域内の集落排水施設加入率を向上させる	市が助成を行う	助成件数(件)	水洗化率(%)
	(3)浄化槽の整備	上記計画区域以外の浄化槽の設置を促進する	市が助成を行う	浄化槽設置助成基数(基)	浄化槽整備人口(住宅用途のみ)(人)
			市が普及啓発を行う	広報数(回)	
		浄化槽設置者に対し適正管理を指導する	県が指導を行う	①法定検査受検指導件数(件)	①法定検査受検率(%)
				②法定検査結果不適正改善指導件数(件)	②法定検査適合率(%)
	(4)生活雑排水対策	市民が生活雑排水に対して意識を高めるよう普及啓発を図る	市が地域の実践活動を促進する	説明回数(回)	延べアンケート回収数(件)
4 産業系排水対策の推進	(1)工場・事業場対策	規制対象事業者に法令を遵守させる	県が監視指導を行う	①延べ監視回数(回)	①排水基準適合事業場数
			県が自主検査の励行を指導する	②改善指導事業場数(件)	②排水基準適合率(%)
		小規模事業者が適正な排水を行うよう指導する	県が指導する	①説明会・研修会出席者数(人)	①自主点検事業所率(%)
			県が自主点検を指導する	②現地指導回数(回)	②自主点検適合率(%)
		小規模事業者が適正な排水を行うよう指導する	市・県が小規模事業者の排水調査・指導を行う	①水質測定小規模事業場数	改善事業場(累計)
				②水質基準超過事業場への指導率(%)	—

重点施策	項目	重要成功要因	具体的取組内容・方法	プロセス指標	アウトプット指標
				指標名	指標名
4 産業系排水対策の推進	(2) 農業対策	環境保全型の農業を促進する	県が普及啓発、個別指導等を行う	エコファーマー・認定農業者研修会開催回数（回）	エコファーマー認定農業者数
	(3) 畜産対策	糞尿が河川に流出しないよう適正処理を励行する	市・農協が農家を指導する	延べ指導回数（回）	家畜糞尿被覆施設設置率（％）
	(4) 水産対策	漁業者に対し漁業系廃棄物の適正処理の指導を継続する	県・市が指導を行う	漁協指導回数（回）	漁協から漁業者への指導回数
	(5) 建設・土木工事対策	濁水の流出防止を指導する	県が建設・土木業者等を指導する	—	①流出事故数
				②砂利採取・砕石業者への巡視回数（回）	②注意回数
				延べ監視回数（回）	汚濁防止膜有効率（％）
		公共事業発注者が受注者に対し指導管理する	工事着手時指導割合（％）	流出事故数（回）	
(6) 公共埠頭対策	公共埠頭から湾内への流入を防止する	県がオイルコークス、木材樹皮等の流入防止を指導する	指導回数（樹皮等の流入防止）（回）	湾内への流入回数	
5 大雨時の湾内へ流入するごみ対策の促進		地域住民と一体となった取組みの展開	河川管理者が地域公民館等に働きかける	ヨシ焼きの回数（回）	ヨシ焼き参加者数
		湾内に流入したゴミを回収する	港湾・漁港の管理者が回収する・ボランティア活動を励行する	異常出水時の回収回数及び支援回数（回）	—